刑訴予備令和４－２０肢ウ

第１　肢の結論

正しい

第２　共犯の公訴時効

１　問題の所在

検察官は，乙との共謀による住居侵入，傷害（刑法１３０条前段，刑法２０４条，刑法５４条後段）の事実により甲を起訴している。

甲と乙は共謀しているため，甲とは，共同正犯（刑法６０条）の関係となる。

共同正犯（共犯）について，公訴時効の進行はどうなるか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

乙についても，公訴時効が停止する（２５４条２項本文)。

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，刑事責任を負うのは，個人である。そして，甲と乙は，個人として別人である。したがって，手続に関しても，個々に進行すべきとして甲に対して公訴を提起しても乙に関しては停止しないとも思える。

しかし，この結論は，犯罪者間の公平に欠き問題である。

すなわち，甲と乙で公訴提起がずれたのは，乙が逃走した事情などにより手続が進んでいないというケースも考えられる。

そこで，捕まらなかった乙のみ刑事処罰が免れるのは，国民処罰感情や法益保護の観点からも不当である。

したがって，共犯にも公訴時効を停止させて，刑法の目的を達成できるようにする必要がある。

公訴時効が設けられたのは，時の経過により証拠の散逸や，処罰感情の風化などが考えられる。共犯の１人に対して公訴提起されたのであれば，証拠も保全できる。また，社会が関心を向けるので風化も押さえられる。

そこで，これらの事情をうけ，法は，２５４条２項で，共犯者についても時効停止をさせる旨，規定したと考える。

以上